

後期高齢者医療保険料の

軽減内容が変わります

問ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

75歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入します(75歳の誕生日から自動的に加入)。65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人も、市に申請をすることにより、広域連合の

認定を受けた日から加入となります。保険料は熊本県内均一で被保険者一人ひとりが納めます。令和3年度は基礎控除額と所得が低い人の軽減割合が見直されました。

保険料年額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料年額} \\ \hline \text{年額64万円} \\ \hline \text{が上限} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{50,600円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{総所得金額等} - \text{43万円} \\ \hline \text{(基礎控除額)} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(所得割率)} \\ \hline \text{9.95\%} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

●変更点 基礎控除額 (33万円→43万円に)

所得が低い人の軽減

条件 【世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合計額】	軽減率 【保険料均等割額】
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) を超えない世帯	7割
43万円(基礎控除額) + 28万5千円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) を超えない世帯	5割
43万円(基礎控除額) + 52万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) を超えない世帯	2割

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

●変更点 軽減割合の一部 (表の下線部分)

後期高齢者医療保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料は、特別徴収または普通徴収により納めることになります。個々の条件により納付方法は異なりますのでご注意ください。

- 特別徴収** 年金から差し引いて納付する方法。年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金額の1/2を超えない人が対象
- 普通徴収** 特別徴収の対象以外の方が、納付書または口座振替で納付する方法

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

事務所名が変わりました!

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
 - ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

広告

あん摩マッサージ・はりきゅう等

施設利用券

問ほけん課 国保・年金係、高齢者医療係 ☎22-3145

1 回の施術に対し 1,000 円の助成が受けられる施設利用券を、国民健康保険被保険者には年間(4 月から翌年 3 月まで) 20 枚、後期高齢者医療被保険者には年間 10 枚交付しています。必要な人は市役所ほけん課または各支所で申請してください。

●申請に必要なもの

▷保険証 ▷印鑑

(代理人が申請する場合)

▷必要な人の保険証 ▷代理人の印鑑
▷代理人の運転免許証など本人確認書類

※保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限することがあります。

※施設利用券は本人以外利用できません。(家族への譲渡も不可)

※紛失した場合は再発行できません。

生ごみ処理機等の

購入費の一部を助成します

問市民課 生活衛生係 ☎22-3135

家庭から出る生ごみは水分を多く含んでおり、約 80% が水分といわれています。可燃性ごみの固形燃料(RDF)化には、水分を除去する必要があり、多くの燃料を要します。また、ごみの重量が増えることにより、その処理費用は高騰するこ

とになります。生ごみを減らす方法として、電気式の生ごみ処理機や畑などに設置するコンポスター購入費用を助成しています。

※定数に達した時点で終了します。

●生ごみ処理機(電気式)

助成額 購入費用の 1 / 2 以内
(上限 30,000 円)

*購入後は助成対象になりませんので、購入前に市民課にお問い合わせください。

●生ごみ処理容器(コンポスター)

個人負担額 2,000 円(現物支給)

*市民課・各支所でお渡しします。



養護老人ホーム あそ上寿園

アルコール学習会を園で開催しています。毎月第4土曜日14時~15時です。

健康上寿な施設をめざします
心穏やかに暮らせる施設をめざします
地域に根差した開かれた施設をめざします

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞご来園ください。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501

40歳代セット健診をお得に

受診できます

健康増進室(一の宮保健センター) ☎22-5088

40歳代の国民健康保険に加入している人または生活保護を受けている人を対象にしたセット健診がお得に受診できます。予約制なので、少ない待ち時間で受けることができます。

対象者

健診日に阿蘇市の国保に加入する人または生活保護を受けている人で、令和4年3月末までに40～49歳になる人

自己負担額

1,000円

※実際にかかる健診費用(約2万円)のうち市が9割以上を負担します。

セット健診内容

- ▷特定健診
- ▷胃がん検診
- ▷肺がん検診
- ▷大腸がん検診
- ▷腹部超音波検診

申込方法

スマートフォン等で右のQRコードを読み込んで、専用フォームに必要事項を入力してください。5月下旬ごろに健診セットを郵送します。



健診日・場所

- 6月20日(日) 午前 一の宮保健センター
- 6月21日(月) 午前 農村環境改善センター

※どちらかの日程で受診してください。申込者多数の場合は希望に添えないことがあります。

申込期間

4月5日(月)午前9時～4月14日(水)午後5時

追加で受診できます

- 子宮頸がん検診 600円
- 乳がん検診
 - ▷乳房超音波検診 400円(令和3年度中に偶数年齢になる人)
 - ▷マンモグラフィ検診 800円(令和3年度中に奇数年齢になる人)
- 肝炎ウイルス検診 400円
(既に受診済みの人は対象外)

- 以下の人は無料で受診できます
- 乳がん検診(マンモグラフィ)
令和3年度中に41歳になる人
 - 肝炎ウイルス検診
令和3年度中に41歳、46歳になる人
(既に受診済みの人は対象外)

宝石箱に眠っている 金フレーム・アクセサリ・金・プラチナ!

使わなくなった金フレーム・アクセサリで**メガネ・補聴器**がお求め頂けます。

高価下取りいたします! 査定無料

金フレーム・ピアス・イヤリング・切れたネックレス・コイン・ファッションリング・ブレスレット(宝石を除いた地金価格)

★査定・見積り無料 ★即金で買取も致します。

熊本県公安委員会許可 第931120000255号 ※海外製品等一部お預かりになる場合もあります。※身分証明書(免許証・健康保険証等)をお持ちください。

めがね・補聴器・時計・宝飾

あそしな時計店

熊本県阿蘇市一の宮町宮地1943-2

TEL 0967-22-3619 携帯 090-4678-2995

FAX

訪問対応可

無料出張いたします

広告

森林を伐採するとき

届出が必要です

☎ 農政課 畜産林業係 ☎ 22-3274

森林の立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」(伐採届)を市に提出しなければなりません。誤伐や盗伐などのトラ

ブル防止、伐採後に適切な造林が行われていることを確認するために必要ですので必ず届出を行ってください。

提出する人

森林所有者や立木を買い受けた人など

提出期限

伐採を始める 90 ~ 30 日前まで

提出先

農政課 畜産林業係

提出書類

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書 (所定の様式)
- ・森林の所在を示す地図
- ・委託契約書の写し等
(森林所有者から委託を受けて伐採する場合)

※保安林の立木の伐採や、1ヘクタールを超える林地開発行為を行う場合は事前に県への許可申請が必要です。

イチゴ栽培に

意欲のある人を募集します

☎ 農政課 農業振興係 ☎ 22-3274

市の施設を利用してイチゴを栽培し、観光農園を運営する人を募集します。次の要件をすべて満たしている人が対象です。

要件

- 市または県から認定農業者 (認定新規就農者を含む) の認定を受けている
- イチゴ栽培の知識と経験がある
- 観光農園としての取組みを実施できる
- 市に住民税または法人税を納付しており、各種市税等の滞納がない

施設

- 施設名 阿蘇市省エネルギーモデル温室 (はな阿蘇美敷地内)
- 規模 対候性硬質ビニールハウス (2,000㎡、1,000㎡)
- 棟数 2棟 (40m × 50m、40m × 25m)
- 設備 高設栽培ベンチ、自動開閉装置 暖房設備、灌水設備など
- 使用料 516,000円/年
※光熱費等は自己負担
- 利用期間 令和3年7月から (複数年)

応募

- 募集期限 令和3年5月10日(月)まで
- 応募書類 市ホームページまたは農政課農業振興係で取得してください。
- 応募先 農政課 農業振興係
選定結果は5月下旬までに文書で通知します。